

使 用 前 確 認 証

原規規発第 2109103 号

四国電力株式会社

取締役社長 社長執行役員 長井 啓介 殿

令和3年5月24日付け原子力発第21099号をもって申請がありました発電用原子炉施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の11第3項の規定に基づき確認したので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第21条の規定に基づき、確認証を交付します。

令和3年10月5日

原子力規制委員

